

独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の公表について

「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)、「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定)及び「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成14年4月26日閣議決定)に基づき、次のとおり公表します。

法人名 国立大学法人鹿屋体育大学			令和 6 年10月 1 日現在	
役 職	氏 名	就 任 年 月 日	経 歴	
学 長	金 久 博 昭	令和4年4月1日	昭和58年 4月	東京大学教養学部助手
			昭和59年 4月	国際武道大学体育学部講師
			平成 2年 4月	国際武道大学体育学部助教授
			平成 5年 4月	富山大学教育学部助教授
			平成 9年 4月	東京大学大学院総合文化研究科助教授
			平成18年 4月	国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科教授
			平成22年 4月	国立大学法人鹿屋体育大学体育学部教授
			平成23年 4月	国立大学法人鹿屋体育大学教授(組織再編に伴う配置換)
			平成26年 4月	国立大学法人鹿屋体育大学副学長 (兼任 ～H28. 7)
			平成28年 8月	国立大学法人鹿屋体育大学理事・副学長
			平成30年 4月	国立大学法人鹿屋体育大学スポーツ生命科学系教授
			平成31年 3月	国立大学法人鹿屋体育大学定年退職
			平成31年 4月	国立大学法人鹿屋体育大学名誉教授
			平成31年 4月	立命館大学スポーツ健康科学部教授
			令和 4年 3月	立命館大学スポーツ健康科学部退職
理 事	猪 村 篤	令和6年4月1日	平成 元年 4月	東京大学 採用
			平成 4年 4月	放送大学学園
			平成 6年 4月	文部省
			平成10年 4月	日本体育・学校健康センター
			平成12年 2月	文部省
			平成19年 4月	国立大学法人鹿児島大学総務部総務課長
			平成21年 4月	独立行政法人国立青少年教育振興機構本部総務企画部総務企画課長
			平成23年 4月	文部科学省スポーツ・青少年局参事官付参事官補佐 (併)参事官付運動部活動推進専門官(併)参事官付武道推進調査官
			平成25年 4月	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課課長補佐
			平成26年 4月	文部科学省スポーツ・青少年局競技スポーツ課課長補佐
			平成27年10月	スポーツ庁競技スポーツ課課長補佐
			平成28年 4月	スポーツ庁政策課課長補佐
			平成31年 4月	スポーツ庁政策課企画官(併)政策課課長補佐
			令和 2年 5月	独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興事業部長
			令和 6年 3月	文部科学省退職(役員出向)
監 事	武 隈 晃	令和6年9月1日	昭和59年 4月	鹿児島大学教育学部講師
			平成 2年10月	鹿児島大学教育学部助教授
			平成16年 4月	国立大学法人鹿児島大学教育学部教授
			平成20年 4月	国立大学法人鹿児島大学教育学部副学部長
			平成22年 4月	国立大学法人鹿児島大学教育学部長
			平成22年 4月	国立大学法人鹿児島大学大学院教育学研究科長(兼任 ～H26.3)
			平成26年 5月	国立大学法人鹿児島大学副学長(学生生活担当)
			平成28年 4月	国立大学法人鹿児島大学稲盛アカデミー長(兼任 ～R6.8)
			平成28年 4月	国立大学法人鹿児島大学副学長(稲盛アカデミー担当)
			平成29年 4月	国立大学法人鹿児島大学副学長(稲盛アカデミー企画担当)
			平成31年 4月	国立大学法人鹿児島大学理事(教育担当)
			平成31年 4月	国立大学法人鹿児島大学副学長(教育担当)(兼任 ～R6.8)
			平成31年 4月	国立大学法人鹿児島大学総合教育機構長(兼任 ～R6.8)
			令和 6年 8月	国立大学法人鹿児島大学退職

〈参考〉

「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)Ⅲ－4－(2) (抄)

二 各独立行政法人等(独立行政法人等情報公開法の対象法人)の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものをとりまとめる。

「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定)Ⅱ－3－(2)－⑥(抄)

ア 各独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の対象法人)の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものをとりまとめる。

「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成14年4月26日閣議決定)6(抄)

(4) 法人は、その役員に就いている退職公務員の状況を公表するとともに、その子会社又は一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況を把握し、公表するよう努めていること。